BOI 日本事務所より情報提供

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げま すとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

タイ投資委員会(BOI)は、タイへの投資を支援するタイ政府首相府傘下の投資 誘致機関として日常的に情報提供、投資相談を承っております。セミナー開催等を通じた 直接の情報提供を今しばらく自粛すべき状況を鑑みまして、今後数回にわたり、メール マガジンなど協力機関の媒体を活用させていただきながら、企業の皆様に最新のタイの 投資環境を伝える情報便をお届け致したいと存じます。各社状況が異なることと存じますが、 ぜひ今後の進出・拡大投資の検討材料として、同情報便をご活用いただければ幸いです。

第二便 タイトル

> タイ投資委員会 (BOI) は 2020 年 1 月より 東部経済回廊 (EEC) 新恩典パッケージを開始



要旨:

東部経済回廊(EEC)における新たな投資奨励措置

チャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨーン県の EEC3 県内における対象事業への 投資および奨励企業における人材開発への参加を促進させることを目的とする。

EEC 地域開発は政府によるタイランド 4.0 実現に向けた主要政策の一部であるため、指定域内において対象産業に投資するプロジェクトは従来より高い恩典が付与される。

恩典付与対象プロジェクトの条件

東部経済回廊(EEC)における投資奨励措置に基づく恩典を申請できるプロジェクトの条件は以下の通り。

- 1. 対象の事業を行うこと
- 2. チャチュンサオ県、チョンブリー県、またはラヨーン県に立地していること ※申請期限は 2021 年 12 月の最終営業日までとする。但し特定産業のための地区および工業 団地・奨励されている工業区に立地する場合、申請期限は設けない。

対象事業とは

投資奨励業種表における A1、A2 および A3 グループ事業、そして 8 類の事業とその支援事業を対象事業とする。これらは高度技術を使用し、タイ国の競争力の向上および国の発展に重要とされる業種である。(但し、事業所の立地が不明確な事業や事業所の立地条件がチャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨーン県以外の事業など、投資委員会事務局が本措置に基づく恩典が付与されないと定めている業種は対象外とする。)各対象事業の詳細はタイ国投資委員会ガイド(2019 年版 https://www.boi.go.th/un/guides)をご参照のこと

追加恩典の基準

(1) 人材開発がある場合

教育機関との協力(職業統合学習(WiL)・協同教育・デュアル職業訓練)、または投資委員会が同意した科学・技術分野におけるタイ人の人材開発のための協力など定められた形態の協力を有すること、職業訓練のために学生を受け入れる協力計画を提出し、トレーニング参加人数が全従業員の10%以上、または40人以上であること

(2) 特定産業のための地区および工業団地・奨励されている工業区に立地する場合

東部経済回廊イノベーション地区(EECi)、東部航空都市(EECa)、デジタルパーク・タイランド(EECd)、タマサート(パタヤ)メディカルハブ(EECmd)の特定産業のための地区または、工業団地・奨励されている工業区にプロジェクトを立地する場合、投資委員会が定めた通り、立地による追加恩典が付与される。

※どちらか一つの基準、あるいは両方の基準に基づく追加恩典を申請することが可能。 両方の追加恩典が承認された場合、両方の恩典を受けられる。

		追加恩典						
			対象地域に立地する場合					
対象事業	基本恩典	人材開発が						工業団地・
		ある場合	EECi	EECa	EECd	EECmd		奨励されている 工業区
技術・イノベー ション開発事業 (8 類)	法人所得税の 免除 10 年間	法人所得税 免除期間を 2 年間追加する	法人所得税 免除期間を 1 年間追加する			または	法人所得税 免除期間を 1 年間追加する	
ナレッジベース の事業 (A1・A2 グループ)	法人所得税 の免除 8 年間	法人所得税の 50%減税期間を	法人所得税の 50%減税期間を 2 年間追加する				-	
高度技術を使用 する事業 (A3 グループ)	法人所得税 の免除 5 年間	3年間追加する					法人所得税 免除期間を 1 年間追加する	

BOI 布告:

 $https://www.boi.go.th/upload/content/No.2_2563JP.pdf$

BOI のホームページ:

https://www.boi.go.th/ja/index/

お問い合わせ先:

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がおありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会(BOI)東京事務所またはタイ投資委員会(BOI)大阪事務所まで ご連絡を頂ければと存じます。

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウェスト 8 階

Tel.: 03 3582 1806 E-mail: tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館

〒541-0056 大阪府大阪市中央区 久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7 階

※BOI 大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国

Tel.: 06 6271 1395

E-mail: osaka@boi.go.th
